

第19表 審級別平均審理期間及び通常第一審事件の平均開廷回数

	当審受理からの平均審理期間，平均開廷回数						起訴から終局までの平均審理期間		
	通常第一審					控 訴 審	上 告 審	控 訴 審	上 告 審
	簡 裁	地 裁	合 議	う ち 裁 判 員 ³⁾	単 独				
平均審理期間(月) ¹⁾	2.0	3.1	8.2	8.9	2.8	3.2	3.2	10.9	16.6
自白	1.9	2.5	5.7	7.1	2.4	…	…	…	…
否認	3.2	8.4	11.6	10.9	7.3	…	…	…	…
平均開廷回数(回) ²⁾	2.1	2.7	4.9	4.5	2.6	…	…	…	…
自白	2.1	2.3	3.5	3.8	2.3	…	…	…	…
否認	2.6	6.3	6.7	5.4	6.1	…	…	…	…

1) 平均審理期間は次の階級区分によって算出した。()内は階級の代表値で月数を示す。

第一審—1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 1年以内(9) 2年以内(18) 3年以内(30) 3年を超えるもの(60)の8区分

控訴審—1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 1年以内(9) 2年以内・3年以内(24) 5年以内(48) 7年以内(72) 7年を超えるもの(102)の9区分

上告審—1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 1年以内(9) 2年以内(18) 3年以内(30) 5年以内(48) 7年以内(72) 7年を超えるもの(102)の10区分

2) 平均開廷回数の算出において、公判が開かれずに終局した事件は除外した。

3) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされたものである。

注) 否認には一部否認及び黙秘を含む。